

森づくり活動による環境貢献度認証制度実施要領

(目的)

第1条 この要領は、社団法人国土緑化推進機構の「緑の募金事業」の助成対象となった森林ボランティア団体、使途限定募金協力企業等（以下、NPO等という。）が、植栽、間伐等により整備・保全を行った森林の環境貢献度を評価し認証する制度を定め、活動の社会的評価を高めNPO等による森林整備・保全を促進するとともに、より多くの国民が森づくり活動の効果に関心を持つ契機とし、地球温暖化防止をはじめ、地域の森林整備の多様な機能の持続的発揮に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 森林 森林法（昭和26年法律第249号）第2条の規定による森林をいう。ただし、竹林は除く。
- (2) 整備対象森林 「森づくり活動」を実施した森林をいう。
- (3) 環境貢献度認証 「森づくり活動」を実施した森林整備について、要領第5条の規定によりCO₂吸収、表面浸食防止、水質浄化、水資源貯留、洪水緩和（以下、「CO₂吸収等」という。）の貢献度認証を行い、「森づくり活動」による環境貢献度認証書（様式第2号。以下、「認証書」という。）を交付することをいう。

(認証の仕組み)

第3条 認証は、「森づくり活動」事業の助成団体である社団法人国土緑化推進機構（以下、「認証団体」という。）が行い、認証の適正化を図るための認証に係る審査及び調査は第2項及び第3項の各団体が行う。

2 審査は、全国の森林・林業の改良普及事業を専門とする社団法人全国林業改良普及協会（以下、「審査団体」という。）が審査する。審査に係る評価方法は、審査団体が独自の方法で行う。

3 調査は、全国の林業改良指導業務に従事した技術者の集団である全国林業普及懇話会（以下、「調査団体」という。）の会員（以下、「指導員」という。）が行う。調査の方法については調査団体と審査団体が協議して作成し、認証団体に諮る。なお、指導員は技術的課題について申請者に対し指導、助言を行うことができる。

(認証の手順)

第4条 「森づくり活動」による環境貢献度認証を受けようとするNPO等は、認証申請書（様式1号。以下、申請書という）に次の各号に掲げる図面または書類を添え審査団体に提出しなければならない。

- (1) 整備対象森林の整備現況（整備の種類、整備面積、実施した時期、樹種、林齢等）を明記した申請書。面積は、図上測定によることも可能とし、樹種、林齢は都道府県の森林簿で把握することとする

- (2) 整備対象森林の整備区域の位置を明らかにした縮尺5万分の1以上の図面
- (3) 森林整備の種類別の位置、面積を明らかにした縮尺5千分の1以上の図面
- (4) 整備対象森林の現況写真
- (5) その他各号の内容を補足する図書

2 審査団体は、申請書を受理した場合は関係書類の写しを添え認証団体に送付し、併せて調査団体にも送付し調査を依頼する。

3 調査団体は、申請対象地が所在する都道府県を確認し、指導員を選定し調査を依頼する。

4 指導員は、申請書等の内容を確認し、申請者と協議して現地調査等を行い、その結果を調査報告書としてとりまとめ、調査団体を經由して、審査団体に提出する。

5 審査団体は、調査報告書等の内容を審査し、その結果を認証団体に提出する。

(認証)

第5条 認証団体は、申請書等の内容が次の各号に掲げる要件のすべてを満たしていると認めるときは、環境貢献度を認証する。

(1) 申請書に記載されていた整備対象森林の面積の合計が0.1ヘクタール以上であること。

(2) 申請書に記載された間伐等の森林整備が適切に完了していること。

2 認証団体は、認証の可否について、申請者に通知する。この場合、認証書(様式第2号)の交付をもってこれに替えることができるものとする。

3 申請者は、認証書を社会貢献活動の証しとして広報活動に用いることができる。なお、認証書は有価で取引することはできない。

また、認証書は、審査団体が独自の方法によりCO₂吸収等の環境貢献度を評価・審査するものであり、他の制度とは関わりがない。

(認証の期間)

第6条 認証の期間は1年とする。

2 ただし、認証期間内に自然災害及び皆伐等の人為的行為により、認証を受けた森林が消失した場合、認証は取り消される。

(その他)

第7条 申請にかかる経費は助成対象とすることができるものとする。

2 本要領に定めのない事項については、社団法人国土緑化推進機構理事長が別途定める。

3 本要領は、平成22年4月30日より適用する。